

## これまでの除染適正化に関する取組のまとめ及び今後の議論について

### 1. 除染適正化プログラムに基づく取組について

除染適正化プログラムに盛り込まれた取組については、全て実施済み。

(最近の取組)

- ・ 監督業務の民間委託の実施（現時点で約 90 人体制）
- ・ 福島県による工事状況の確認（7 月以降 3 回、抜き打ち）

### 2. 事業者の具体的な取組について

今年度の本格除染事業で、各 JV において以下のような取組を実施。

#### ➤ 従業員教育

新規入場者教育・定期教育・現地教育、朝礼等日々の徹底、専従組織の設置 等

#### ➤ 施工手順遵守のための工夫

手順周知プロセス、手順改定サイクルの確立、グッドプラクティスの表彰、改善提案の受け付け、不具合情報の水平展開、パトロールの実施、独立した品質管理チームによる適切な除染実施の確認 等

#### ➤ 地元とのコミュニケーション

地元企業の採用・地域住民の雇用・地元商店等の利用、地元自治体とのコミュニケーション（情報交換、要望の吸い上げ、自治体発注工事との調整等）、住民への情報提供（地元コミュニティとの懇親、定期便りの発行、作業指揮者・除染現場の明示、防犯パトロール等）

#### ➤ 不適正除染等に関する通報があった場合の対応体制の整備

### 3. 今後の取組について

除染の進捗状況の総点検（平成 25 年 9 月）において、除染の加速化・円滑化のための施策に取り組むこととしている。除染適正化に向けた

取組としても、取組を進める。

➤ 事業執行体制の抜本的強化

- ・ 本省、福島環境再生事務所の体制強化
- ・ 契約事務の効率化
- ・ ICT（情報通信技術）の活用

➤ 安全管理体制の徹底

事故防止のための安全教育の徹底と安全管理体制の整備等の対策強化。

➤ 除染技術やノウハウの横展開

これまでの除染で培われた除染技術やノウハウを事業者間の枠を超えて共有化。

#### 4. これまでの除染適正化に関する取組について

上記のとおり、除染適正化プログラムに定めた取組を実行に移している。

この間、除染事業が進捗し、例えば国直轄除染については、第1回会議開催時点（3月）で4市町村のみで行われていた本格除染については、現在田村市で作業が終了しているほか、7市町村において作業中となっている。他方で、特にここ3ヶ月ほどは通報件数が少ない状況で推移している（月1件）。不適正な事例が横行している状況とは考えられないが、一部であっても指摘については信頼を損なうことも踏まえ、通報に現れないことをもってよしとするのではなく、教育・手順の徹底や地元とのコミュニケーション等幅広い取組を継続していくことが必要。

既に、各事業者の取組のグッドプラクティスが見られ、これを水平展開していく段階に至っており、事業の透明性の確保や関係者全体の管理を念頭に置きつつ、今後はこうしたノウハウの横展開を含めた適正化に向けた切磋琢磨も期待される。

#### 5. 今後の議論について

引き続き、除染適正化に向けた取組を継続しつつ、委員会の開催については、機動的に開催することとしてはどうか。